

内容は、「一年単位の変形労働時間制導入」についてです。（詳しくは2面で）

文科省は七月十七日に、「省令・指針及び条例・人事委員会規則モデル」を告示し、来年度四月からスケジュール通りに導入することを狙っています。しかし、コロナ禍の学校現場からは、「消毒作業に時間がとられる」「遅れた授業分を取り戻すために時数が増えた」「オンラインの準備で土曜出勤も増えた」「休憩時間が全く取れない」など、教職員の働き方はますます厳しい状況になっています。この制度を導入するには、そもそも、「勤務時間外在校時間が月45時間、年360時間に収まっている」「部活動のガイドラインが守られている」「必要があります。また導入された後も決められた前提条件や措置があります。もし守られなかった場合は、元の勤務時間に戻すことになります。前提条件や措置とは、長期休業中に休日のまとめ取りをすること

対象期間中の時間外の上限は、月42時間、年320時間の範囲内である」と

部活動の休養日・活動時間がガイドラインの範囲内である」と

勤務時間が得長される日に新たな業務を付加しない

職員会議や研修などの業務は通常の勤務時間内に行う

育児や介護を行うものに配慮すること

在校等時間の客観的な把握を行うこと

## STOP ! 1年単位の変形労働時間制

○8月に「休日まとめ取り」をするために、4・6・10・11月の勤務時間を月10時間ずつ延長

制度導入後の民間の調査でも、勤務時間は増えている。**30日前**に「勤務日と勤務日ごとの勤務時間」を指定しなければならず、変更は認められない。天候による行事の日程変更や突発的な子どもの指導や保護者連絡が生じる学校には非現実的だ。1か月前に一人ひとりの勤務管理をする管理職にも大変な負担が！

### Q2 勤務時間は具体的にどう変わる？

勤務時間	休憩時間	学校滞在時間	終業時刻 (8:00始業)	延長日数
45分延長	60分	9時間30分	17:30	週3,4日
75分延長	60分	10時間	18:00	週2日

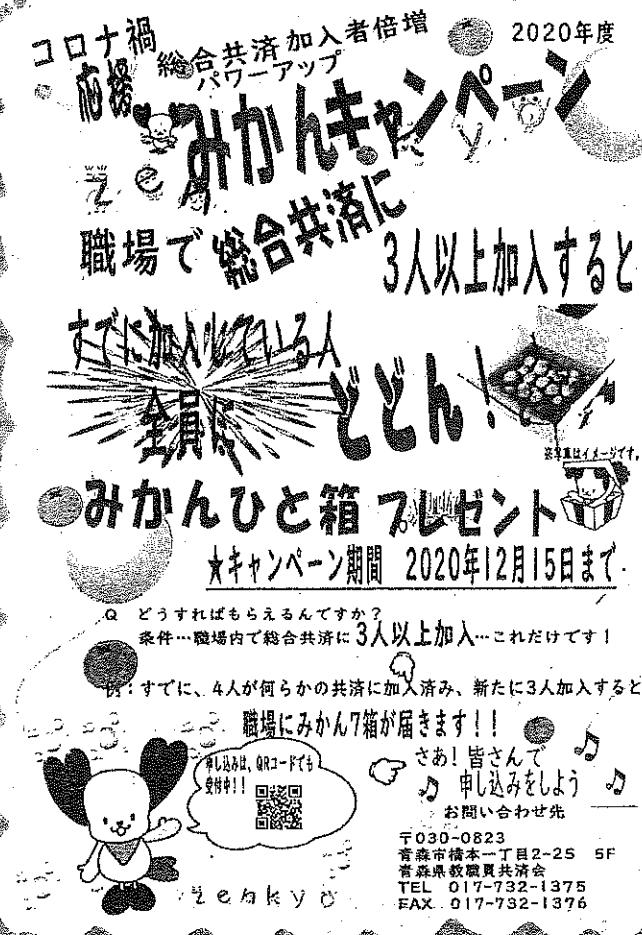
今でも取れていない休憩時間がさらに15分増え、その分も勤務延長との同じ。業務量も先生の数も何も変わらないままこの制度を入れることは、残業時間を少なく見せるための目くらましでしかない。長時間労働は何も変わらない。私たちの願いは業務削減と定数増で、もっと豊かな教育がしたいということ。教材研究でもっとわかりやすい授業をしたいということ。もっと子どもたちや保護者に寄り添いたいということ。見かけの残業を減らすことではない。夏休みが5日増えて、教員の働き方が改善されないし、まして心や体の健康は守られない。

## 県教育長との懇談



発行所  
青森県教職員組合  
青森市橋本一丁目2-25  
TEL 734-7279  
FAX 777-1440

2020.11.19  
第1915号



月々600円の掛け金で、給付がいろいろ受けられて、なんと掛け金は退職時に全額戻ります！まずはQRコードで内容確認を。



どなたでも参加できます。午前中のFPのお話だけでも構いません。これからは、「お金」のことをしっかり知っていることが重要です！

2020.12.5 sat.

10時～14時30分

青森市  
青森県教育会館

F  
P  
に  
間  
い

教育厚生会からのおしゃせ  
奨学生募集  
入学者へは3月中に送金します！

- 出願資格  
本会員又は県内に5年以上在住者の子弟で、次のすべてに該当する者  
(1)大学又は大学院に入学又は在学する者  
※通信教育課程及び短期大学は除く  
(2)学資の負担が困難と認められる者  
(3)健常上修学に支障がない学業優秀な者  
・大学入学者は、出願における卒業高等学校の全履修科目評定が5段階法において平均3.0以上とする  
・大学又は大学院在学者は、当該年次(出願時点の学年)において必要な所定の単位の取得が見込まれているものとする  
※既に本会の奨学生の場合は出願できません。
- 貸与金額  
100万円(無利子)※在学期間をとおし1回のみの貸与となります。
- 出願期間  
2020年12月15日～2021年1月31日(当日消印有効)
- 送金時期  
2021年3月中旬から随時

皆様に広くご利用いただけるよう、貸与時の連帯保証人の条件を緩和しております。詳しくは、本会ホームページをご覧ください。  
奨学生募集要項及び選考顧書もホームページからダウンロードできます。

<お申込み・お問合せ>  
一般財団法人 青森県教育厚生会  
030-0823 青森市橋本一丁目2-25  
TEL(017)721-1313

青森県教育厚生会 検索

E-mail aomoritu@iaa.itkeeper.ne.jp

URL https://www.aokenkyoso.net/

校則をなくした公立中学  
校の前校長、西郷孝彦氏の講  
演を聞いた。一人ひとりをよ  
く見て、その子が何に困つて  
いるのかを觀察し、その困り  
ごとを取り除いていくうち  
に、校則はなくなつた。「学校  
にやりたいことがあれば、子  
どもたちはやつてくる」「子  
どもたちのやりたいことを語  
見つけて、それを手助けして  
やることが教師の仕事」と温  
かいまなざしで子どもを語  
る西郷氏がとても印象的だ  
った。子どもの非認知能力  
(自己に関わる心の力・社会  
性に関わる心の力・やりぬく  
力・コミュニケーションの力  
などテストで測る」とので  
きない力を育てれば、学力  
は自然と身につくと言う。非  
認知能力を育てるための6  
つは  
・子どもの言う」とを否定し  
ない。  
・能力ではなく努力をほめる



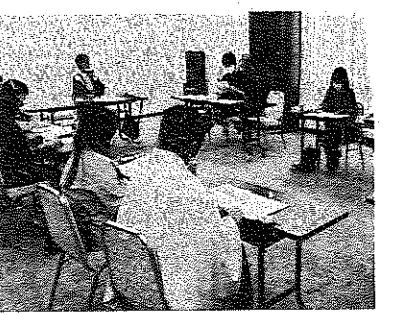
「おや、お前は？」

## 強めてほしい。

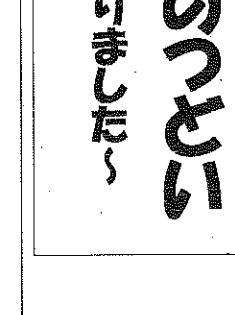
○青森県で導入できる状態なのか  
長県教育委員会では働き方改革についてプランを  
出して、学校と一緒に取り組んでいるところ。今  
は年間360時間、月45時間はまだなかなか全  
部の市町村で達成されている状況にはない。条例  
制定には前提条件がすべて守られている必要が  
あるので、今はまだできる状態ではない。まずは  
働き方改革プランを実行していく方が先だと思  
っている。

# 県教育長懇談

## 県教育長懇談

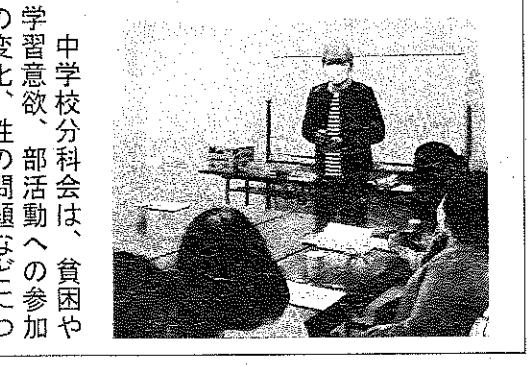


子どもに共感する。  
ふれあいを積極的に行う。  
行動を強制しない  
・話によく聞く



して話し合われた「何のために勉強するのか」「勉強しても将来役に立たない」「勉強しなくても大学行けるらしい」など無気力な中学生が増えているという。コロナ禍から見えてきた学校分科会では、オンラインで学習していた子どもたちの様子が語られた。また、県内のICTの環境整備の問題や濃厚接触者がいた場合、学校としてどうするかについての保健所や県教委の対応について話された。

そのほか、高校分科会では「教えない授業」「心で感じる授業」のレポートで、特別支援分科会では、「特別支援」「デイリーラー」の取り組み、「高校における通級指導教室の実際」のレポートで、学校事務分科会は「コロナ禍から見える学校の姿」のレポートで活発に話し合われた。



# 40市田 桂

蓬田村（3割）  
コロナによる給食費無償（今年度）平川市・大鷫町・中泊町・階上  
町・五戸町・田子町・鶴田町・蓬田村（～7月まで）

学校閉庁日もこれまで毎年お願いしてきましたが、今年度は4日間（11日～14日）閉庁にして、9日連続で休めた市町村が11市町村に上りました。まだ月日を固定しているところもあります。  
変形労働時間制導入よりまず、できる取り組みをしている市町村に学びたいです。

4日間閉庁つがる市・鰺ヶ沢町・深浦町・黒石市・平川市・西田屋  
村・田舎館村・野辺地町・むつ市・東通村・佐井村

一人一台のタブレット配布はすべての市町村で年度内に完了予定ということでした。家庭での環境が100%整っているわけではないので、先生方の意見も聞きながらじっくり取り組んでいくという考え方の委員会が多かったです。

おいらせ町では、委員会で通知票の所見欄をなくす方向を打ち出したという画期的な話も聞きました。先生方の多忙を考え、委員会として方向性を打ち出してもらえるのはありがたいことだと思います。西郷先生の学校は、「宿題がない」「定期テストがない」「校則がない」「登校時間に決まりがない」でも学力は伸びたという話も、実際にそうなのだからやってみる価値はあると思います。

**放課後等デリバリーサービス**

今年も県内40市町村教育委員会と懇談しました。コロナ禍でそれぞれの委員会も学校同様苦労されていました。給食費の無償化も進んできました。県内にもっと広がるように声をあげていきましょう。



県教組役員

2020.11.19發行

○勤務登録の範囲を絞りこむと指導を

○青森県で導入できる状態なのか  
長崎県教育委員会では働き方改革についてプランを  
出して、学校と一緒に取り組んでいるところ。今  
は年間360時間、月45時間はまだなかなか全  
部の市町村で達成されている状況ではない。条例  
制定には前提条件がすべて守られている必要が  
あるので、今はまだできる状態ではない。まずは  
働き方改革プランを実行していく方が先だと思  
っている。

県教育委員会（右 和嶋教育長）

○部活動のハイシススについて  
組・運動部活動の指針には学校設置者が  
安を示すことになっているが、県教委  
加数の目安を示しているか。

長・示していない。

組・スポーツ庁の指針にはない「ハイシ  
ス」の指針に入れていることで、学校で

組・公務災害の場合、5年までかかるという法律に照らせば、5年の保存期間が必要だと思うが。学籍簿は保存が当たり前なのに、勤務簿の保管については、市町村によってばらばらで、学校が保管するのか委員会が保管するのかさえはつきりしていない。長・不幸なことがあつた際、それが資料となることを考えれば、保存はしつかりしていないといけないと思う。